

徳島県告示第百一号

令和六年徳島県告示第八十五号の二（鶏等及びこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品の移動を制限する件）は、令和六年二月二十五日から廃止する。

令和六年二月二十五日

徳島県知事

後藤田

正

純